

施工業者さんへ

応急修理制度の対象になる修理は、
日常生活に必要不可欠な部分の復旧が対象となります。

①屋根の補修

瓦がずれた、落下した。→屋根ふき材の補修

②外壁の補修

外壁材が割れた。→外壁材の補修

③柱・梁(はり)・基礎などの構造部材の補修

④配管などの補修

⑤主要な部屋(※)の床、壁、天井の補修

下地からの補修が対象。クロスなどの補修は対象外。

⑥衛生設備(トイレ、キッチン、風呂、洗面台、給湯器)の修理

現状と同等品への修繕が対象。グレードアップは不可。

故障内容を明確に示すこと。

トイレが2つある場合、どちらか一方が使用できる場合、対象外となります。

提出写真について:

見積書内訳の内容が確認できる写真の添付が必要です。

①修理前状況の写真: 状況を箇所別に撮影

1) 外観 亀裂、はがれ、歪み、破損など

2) 室内 亀裂、脱落など

3) 設備 故障箇所、破損箇所、品番、型番(修理後も同等品であること)など

②修理中の写真: **修理内容が分かるように撮影**

例1) 屋根

足場設置→屋根材撤去→野地板交換→防水シート交換→屋根材設置

例2) 壁

壁撤去→下地交換→壁仕上げ

例3) 床

撤去→根太交換→下地材交換→床材交換

例4) 設備

設備取り外し→故障箇所確認→製品設置

③修理完了後の写真: 箇所ごとに完了状況が分かるように撮影